

一般財団法人 J-HANBS 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 J-HANBS と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、科学的根拠に基づき人 (HUMAN) と動物 (ANIMAL) と自然 (NATURE) との絆 (BOND) を大切にする HANB 理念の啓蒙活動と教育・福祉・医療活動の推進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人と動物と自然の触れ合いを推奨する教育・福祉活動の企画、運営
- (2) 人と共生する動物 (ペット) の健康・福祉、生活環境の向上とペットと生涯暮らせる住宅環境施設の企画、運営、管理
- (3) ペット予防医学・高度医療センターの促進
- (4) ペット生涯サポート制度の企画、運営、管理
- (5) ペットの環境順応型施設 (アダプトセンター) の企画、運営、管理
- (6) CAPP 活動 (コンパニオン・アニマル・パートナーシップ・プログラム) への参画、支援
- (7) 山林及び森林保護や植樹活動等による自然環境保護貢献活動
- (8) 各種セミナー、シンポジウム等の企画、運営及び開催
- (9) 書籍、雑誌等 出版物の企画、制作及びインターネット等による情報提供
- (10) 前各号を推進、運営するための会費、寄付金、資産等の募集活動
- (11) 前各号に附帯する一切の業務



(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者及び財産の抛却)

第6条 この法人の設立者の氏名及び住所並びに設立者が設立に際して抛却する財産及びその価額は、次のとおりである。

東京都杉並区久我山一丁目1番8号

設立者 加藤 元

抛却する財産及びその価額 金銭 金500万円

東京都渋谷区広尾四丁目1番12-1203号

設立者 小田 祐治

抛却する財産及びその価額 金銭 金500万円

東京都世田谷区船橋一丁目34番7-101号

設立者 秋山 五郎

抛却する財産及びその価額 金銭 金100万円

京都府京都市北区上賀茂南大路町1番地

設立者 林 正史

抛却する財産及びその価額 金銭 金100万円

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第8条 この法人には、評議員を3名以上10名以内置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定

に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、評議員は、その職務を行うために要する費用の支払い請求をすることができる。

第4章 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議することができる。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、互選により選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項に基づく決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第17条第1項に定める定数を欠くことになるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲

内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員)の損害賠償責任の免除)

第22条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員)の責任限定契約)

第23条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

- 2 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第28条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第31条 この法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第8章 附 則

(設立時評議員)

第32条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	三浦 雄一郎	石田 卓夫	平田 邦彦
	臼田 浩義	静間 俊和	

(設立時理事及び設立時監事)

第33条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	加藤 元	秋山 五郎	柴内 裕子
	小田 祐治	林 正史	高橋 俊裕
	土川 立夫	那倉 義正	
設立時監事	佐々木 真人	高橋 秀信	

(設立時代表理事)

第34条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都杉並区久我山一丁目1番8号

設立時代表理事 加藤 元

(最初の事業年度)

第35条 この法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成25年7月31日までとする。

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

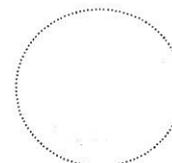
以上、一般財団法人J-HANBSを設立するため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成24年8月8日

(設立者)

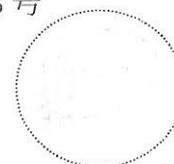
住所 東京都杉並区久我山一丁目1番8号

氏名 加藤 元



住所 東京都渋谷区広尾四丁目1番12-1203号

氏名 小田 祐治



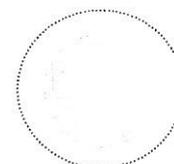
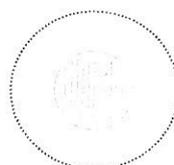
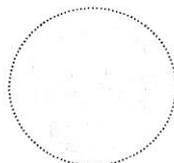
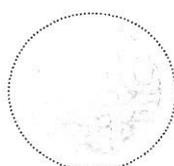
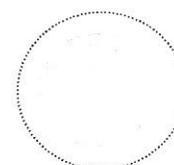
住所 東京都世田谷区船橋一丁目34番7-101号

氏名 秋山 五郎



住所 京都府京都市北区上賀茂南大路町1番地

氏名 林 正史



1	平成 24 年 登 簿 第 54 号
2	認 証
3	この定款の設立者加藤元ほか3名の代理人野村修子は、本
4	職の面前で、被代理人全員がこの定款における各自の記名捺
5	印をそれぞれ自認する旨を陳述した。 _____
6	_____
7	_____
8	_____
9	_____
10	よって、これを認証する。 _____
11	平成 24 年 8 月 8 日 本職役場において
12	東京都千代田区麴町 5 丁目 2 番地 1
13	東京法務局所属
14	公 証 人 五十嵐 義治
15	
16	
17	
18	
19	
20	